

熊本県公報

号外 第 34 号の 2
平成 16 年 6 月 1 日 (火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令

○熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令……………(行政経営課) 1

訓 令

熊本県訓令第 25 号

本庁各部(局)課(総室・室)
各地方出先機関

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 16 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県こども総合療育センター処務規程(昭和 30 年熊本県訓令第 1170 号)の一部を次のように改正する。

- 第 2 条第 1 項中「及び診療部」を「、診療部及び地域療育部」に改める。
- 第 3 条第 7 項中「、医長、薬局長」を削り、同項を同条第 9 項とし、同条中第 6 項を第 8 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。
 - 6 診療部に、療育長、訓練長、医長及び薬局長を置くことができる。
 - 7 地域療育部に、療育長を置くことができる。
- 第 3 条中第 5 項を削り、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。
 - 3 地域療育部に、地域療育部長を置く。
- 第 4 条第 1 項中「及び診療部長」を「、診療部長及び地域療育部長」に改める。
- 第 4 条中第 7 項を第 9 項とし、第 6 項を第 8 項とし、第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、同項の次に次の 3 項を加える。
 - 5 訓練長は、上司の命を受け、訓練に関する業務を処理する。
 - 6 福祉審議員は、上司の命を受け、福祉に関する業務を処理する。
 - 7 主幹は、特命の担当事務を処理する。
- 第 5 条第 1 項診療部の項第 1 号中「関すること」の次に「(地域療育部の所掌に係る事務を除く。)」を加え、診療部の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
- 第 5 条第 1 項に次のように加える。
 - 地域療育部
 - (1) 地域療育の推進に関すること。
 - (2) 障害のある児童等の通園療育に関すること。
 - (3) 障害のある児童等の相談に関すること。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

